

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月30日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 春日井市穴橋町字山本1488番地	
氏名 株式会社 秋吉組	
代表取締役 下田 勝彦	
電話番号 0568-81-6710	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 秋吉組
事業場の所在地	春日井市穴橋町字山本1488番地
計画期間	令和6年 4月 1日 ～ 令和7年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06：総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高：201,437万円
③ 従業員数	40人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	下水道工事、道路築造・整備工事：がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 解体工事：がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 木くず →再生処理業者に委託して燃料として再資源化 廃プラ →再生処理業者に委託して燃料、建築材料として再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役

工事部 廃棄物統括責任者・廃棄物管理担当

品質管理部

営業部

総務部

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	別紙1		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		
	別紙1		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場における廃棄物の分別の徹底 (Co、As、廃プラ、木くず、金属くず、建設発生木材、一般可燃ごみ、不燃ごみ)等
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記現状の取組みを、部内会議を開催し、その中で指導・教育を行なう。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙2		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	全 処 理 委 託 量	100 t	3000 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	1000 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	100 t	2000 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	- 再生可能な品目については、分別を徹底し、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託し、再資源化を図る。 - 現場作業員の生活系廃棄物（生ゴミ、新聞などの一般廃棄物）は、直接工事から排出される廃棄物と分別し、持ち帰りを徹底する。		
※事務処理欄			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	混合物
	全 処 理 委 託 量	100 t	100 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	75 t	100 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	25 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) - 再生可能な品目については、分別を徹底し、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託し、再資源化を図る。 - 現場作業員の生活系廃棄物（生ゴミ、新聞などの一般廃棄物）は、直接工事から排出される廃棄物と分別し、持ち帰りを徹底する。		
	※事務処理欄		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ	ガラス・陶磁器くず
	全 処 理 委 託 量	10 t	50 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	10 t	10 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	40 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 再生可能な品目については、分別を徹底し、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託し、再資源化を図る。 ・ 現場作業員の生活系廃棄物（生ゴミ、新聞などの一般廃棄物）は、直接工事から排出される廃棄物と分別し、持ち帰りを徹底する。		
※事務処理欄			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設工事木くず	
	全 処 理 委 託 量	10 t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	10 t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 再生可能な品目については、分別を徹底し、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託し、再資源化を図る。 ・ 現場作業員の生活系廃棄物（生ゴミ、新聞などの一般廃棄物）は、直接工事から排出される廃棄物と分別し、持ち帰りを徹底する。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	排 出 量	40t	2, 696t
	産業廃棄物の種類	木くず	混合物
	排 出 量	30t	81t
	産業廃棄物の種類	廃プラ	ガラス・陶磁器くず
	排 出 量	3t	1t
	産業廃棄物の種類	建設工事木くず	燃え殻
	排 出 量	9t	3t
	産業廃棄物の種類	石綿含有混合物	
	排 出 量	4t	
	(これまでに実施した取組)		
	- 法令を遵守し、適正に委託処理するとともに、マニフェストの適正管理を徹底する。 - 委託契約に際しては、委託先の処理能力について確認を行なう。 - 廃棄物の排出抑制及び適正処理について、当社社員に及び作業員に対し周知徹底する。 - 弊社は受注先が官公庁が多く、受注高・受注工種により、発生量の増減が大きく、前年度と比較する事は難しいが、削減意識の徹底は図られていると思う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	排 出 量	100t	3,000t
	産業廃棄物の種類	木くず	混合物
	排 出 量	100t	200t
	(今後実施する予定の取組)		
	今までに実施した取組をさらに徹底させる為、毎月行なう部内会議の中で、適正処理に関する指導・教育を行なう。		

別紙2-1

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		汚泥
	全 処 理 委 託 量		40t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量 再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量 認 定 熱 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量 認 定 熱 回 収 業 者 へ の 熱 回 収 を 行 な う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	0t	23t
		40t	2, 673t
		0t	0t
		0t	0t
	産業廃棄物の種類		木くず
	全 処 理 委 託 量		30t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量 再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量 認 定 熱 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量 認 定 熱 回 収 業 者 へ の 熱 回 収 を 行 な う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	30t	74t
		0t	7t
		0t	0t
		0t	0t
	産業廃棄物の種類		廃プラ
	全 処 理 委 託 量		3t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量 再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量 認 定 熱 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量 認 定 熱 回 収 業 者 へ の 熱 回 収 を 行 な う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	3t	0t
		0t	1t
		0t	0t
		0t	0t
	(これまでに実施した取組)		
	- 分別を徹底し、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者への委託処理を徹底する。 - 委託契約に際しては、委託先の処理能力について確認を行なう。		

--	--	--	--

別紙2-2

産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度(令和6年度) 実績】			
	産業廃棄物の種類		建設工事木くず	燃え殻
	全 処 理 委 託 量		9t	3t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	9t	3t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	0t	0t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0t	0t
		認定熱回収業者への 熱回収を行なう業者への 処 理 委 託 量	0t	0t
	産業廃棄物の種類		石綿含有混合物	
	全 処 理 委 託 量		4t	
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	4t	
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	0t	
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0t	
		認定熱回収業者への 熱回収を行なう業者への 処 理 委 託 量	0t	
	産業廃棄物の種類			
	全 処 理 委 託 量			
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		
		再生利用業者への 処 理 委 託 量		
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		
		認定熱回収業者への 熱回収を行なう業者への 処 理 委 託 量		
	(これまでに実施した取組)			
	・ 分別を徹底し、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者への 委託処理を徹底する。			
	・ 委託契約に際しては、委託先の処理能力について確認を行なう。			

--	--	--	--